

# 後期高齢者医療 被保険者証が 変わります

平成22年  
**8月**  
から

※7月下旬にお住まいの市町村から届きます。



平成22年 **8月1日**から  
必ず医療機関窓口  
に提示してください。

## 制度の対象となる方

- ◎75歳以上の方
- ◎65歳以上の方で寝たきり等一定の障がいがあると認定をされた方  
※申請して広域連合の認定を受けた方

## 窓口負担割合について

- ◎一般の方 ..... 1割
- ◎一定以上の収入のある方 ... 3割



後期高齢者医療被保険者証（見本）

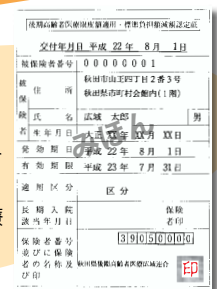
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成23年 7月31日  
 被保険者番号 00000001  
 住 所 秋田市山王四丁目2番3号  
 秋田県市町村会館内（1階）  
 氏 名 広域 太郎  
 生 年 月 日 大正XX年XX月XX日 性別 男  
 資格取得年月日 平成20年4月1日  
 発効期日 平成22年8月1日  
 交付年月日 平成22年8月1日  
 一部負担金の割合 1割

保険者番号 39050000  
 保険者名 秋田県後期高齢者医療広域連合

## 限度額適用・標準負担額減額認定証（見本）

※認定証は、入院時に必ず医療機関に提示してください。

※お持ちでない方は、市町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。



## お問い合わせ先

- 各種申請・届出・保険料の納付に関すること  
お住まいの市役所、町村役場の後期高齢者医療担当課
- 制度運営全般に関すること
  - ◎業務課 ☎018-853-7155
  - ◎総務課 ☎018-838-0610

秋田県後期高齢者医療広域連合  
<http://www.akita-kouiki.jp/>

※被保険者証の交付に関して手数料は一切かかりません。  
 詐欺には十分ご注意ください。